

2023年度③

刑 法

(全 3 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

刑 法③

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

Ⅰ 次の【事例1】および【事例2】を読み、〔設問1〕および〔設問2〕について解答しなさい（特罰法違反の点は除く）。

【事例1】

A村の村長甲は、同村収入役である乙と共謀の上、同村新制中学校の建設資金として寄付され、乙が保管していた金員を、酒食等を買って入れてその代金として支払い、もってこれを費消横領した。

【事例2】

甲は、友人のAから、海外旅行の間Aの所有する血統書付きの飼い犬の世話を頼まれた。そこで、昼間は仕事で自宅を不在にすることから、甲は、預った上記の飼い犬を、昼間だけペットホテルの業者乙に預けることにした。

ところが、乙は、事業によって抱えた負債の返済に困り、上記の飼い犬を第三者に売却することの承諾を、その利益の2割を甲に渡すことを条件に、甲に求めた。甲はこれを承諾したので、乙は上記飼い犬を第三者に売却した。

〔設問1〕

【事例1】について甲には、乙と共に業務上横領罪（刑法253条）の共同正犯が成立するとする立場からは、甲および乙に対する刑法の関連条文、とくに刑法65条1項および2項の適用関係はどのようなようになるかを示しなさい。

あわせて、この立場から、【事例2】について甲および乙に対する刑法の関連条文、とくに刑法65条1項および2項の適用関係はどのようなようになるかを示しなさい。

(50点)

〔設問2〕

【事例1】について甲には乙との間に業務上横領罪の共同正犯は成立しないとする立場から〔設問1〕で述べた見解を批判したうえで、この立場からの甲および乙に対する刑法の関連条文、とくに刑法65条1項および2項の適用関係とその根拠を示しなさい。その際、【事例2】の処理についても言及すること。(50点)

II 次の【事例】を読み、窃盗罪等の奪取罪における保護法益に触れたうえで、甲および乙の罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く）。（100点）

【事例】

(1) 甲は、出張に出るため勤め先の最寄駅の待合室にあるベンチに座り、しばらく休んだのち、自動券売機で切符を買うため、自己所有のかばんから財布を取り出して手に持ち、そのかばんを同ベンチに置いたまま待合室を出て、自動券売機に向かった。

待合室の奥にあるベンチに座って甲の様子を見ていた乙は、甲が待合室を出た1分後に、不法領得の意思でベンチに置かれた甲の上記かばんを抱え、待合室を出た。この時、甲は、自動券売機に向かって立ち、切符を買おうとしていた。甲が駅の待合室に入ってから乙が甲の上記かばんを持って待合室を出るまでの間、待合室を利用した者は、甲と乙のみであった。

(2) その1分後に甲は、切符の購入を済ませて待合室に戻る途中で、甲の上記かばんを持って改札口を通過する乙を見たことから、自分のかばんのことが心配になって待合室のベンチを見たところ、甲の上記かばんが無くなっていたので、乙が自分のかばんを盗んだことに気づいた。

(3) 甲は、乙から上記かばんを取り返そうと考え、即座に、「待て、待て。」と言って乙を追い掛け、その1分後に改札口を通過してホームに向かう通路で乙に追い付き、乙に、「私のかばんを盗んだな。返してくれ。」と言った。しかし、乙は、甲を無視してホームに足早に向かおうとした。甲は、乙に、「待て。」と言ったが、乙が聞こえないふりをして逃げていくので、「盗んだかばんを返せと言っているだろう。」と言って乙を追いかけ、乙が持っていた上記かばんの持ち手を手でつかんで引っ張ってそのかばんを取り上げようとし、さらに、怒りに任せて乙を蹴り上げて、腹部等に加療3週間を要する傷害を負わせた。その結果、甲は乙から上記カバンを取り戻した。

(4) もっとも、甲の上記蹴り上げ行為は、取戻し行為としては過剰なものであった。